



育てよう アンビシャスな子どもたち！

令和4年度「青少年アンビシャス運動支援の会」（後期）助成事業の募集要領

この助成事業は、次の企業の支援により実施されます。

株式会社ふくや	株式会社サニクリーン九州
学校法人麻生塾	株式会社新出光
福岡地所株式会社	株式会社NTTドコモ九州支社
株式会社サニックス	株式会社ゼンリン
株式会社筑水キャニコム	シャボン玉石けん株式会社
BIPROGY株式会社九州支社	株式会社福岡中央銀行
ローズサービス株式会社	株式会社ピーエムティー

（会員名簿順）

1 助成の趣旨

「青少年アンビシャス運動支援の会」（以下、「支援の会」といいます。）は、福岡県が官民一体で推進する「青少年アンビシャス運動」を支援するために平成13年10月に発足しました。

「天性を見出し、育成に努める」を掛け声に「豊かな心、幅広い視野、それぞれの志を持つたくましい青少年の育成」を目指す県民運動である「青少年アンビシャス運動」に参加する団体に対して、次のような観点から、青少年育成につながる顕著な活動への財政的な支援を行います。

これにより助成を受けた団体が、未来を担う子どもたちの育成に寄与し、活動を充実・発展させ、将来的に自立して事業を実施できる体制を確立していくことを期待しています。

＜支援の会による活動助成への観点＞

- ① 初めて取り組む、斬新で青少年育成の効果が期待されるような活動
- ② 小規模だが、アンビシャスな青少年の育成に直接つながるような実効性の高い活動
- ③ 支援の会の助成により、団体の活動の拡大が大きく見込まれるもの、あるいは団体の育成につながるものなど、助成の効果が高い活動 など

2 助成の申請ができる団体

- 青少年アンビシャス運動参加団体

申請日現在で、青少年アンビシャス運動参加団体として登録されている団体（以下「参加団体」といいます。）

- 新たに青少年アンビシャス運動の趣旨にかなう活動に継続的に取り組もうとするもので、支援の会の助成により、活動が軌道に乗ることが見込まれる団体
なお、未加入団体は、申請書提出までに参加団体登録の申し込みを行ってください。

登録は、福岡県が開設している「青少年アンビシャス運動」ホームページからお申込みいただけます。

3 助成の対象となる活動

参加団体（これから参加団体となる団体を含む。）が、青少年アンビシャス運動を推進するためには青少年が参加して実施する活動で、準備期間を含めて令和4年9月1日以降に始まり、令和5年3月31日までに原則終了する事業とします。

なお、以下のテーマで他の団体のモデルとなる活動及び青少年アンビシャス運動の三原則の一つである「連携・交流」を促進する新たな取り組みについては、優先的に助成の対象とします。

- ① スポーツ活動の推進
- ② 環境保全活動の推進
- ③ 食育の推進

支援事業の種類については、以下の2通りとします。

- なお、今回申請できるのは年間に1団体1事業とします。また、他の複数の団体と連携した活動を行う団体については、実行委員会での参加団体登録により連名で申請することができます。

(1) 長期継続活動支援事業

(※注 令和4年度（後期）については、募集していません。)

(2) 短期活動支援事業

単年度事業であるが、これまでの成果発表や地域への運動波及効果が見込まれる優れた活動に対して支援をします。

【例えば、次のような活動などに支援します。】

- 記念事業での発表会
- 各地域が連携して取り組む各種大会の実施
- 専門家を招いて多様な自然体験を学ぶ活動など、優れて先進的な活動

また、初めて申請される事業については、青少年アンビシャス運動の普及拡大の観点から極力支援していきたいと考えていますので、奮ってご応募ください。

※ 短期助成事業の回数は、1団体3回までとなっております。

(注) 助成の対象とならない活動 [上記(1)、(2)とも]

- ア 営利を目的とする活動、また、営利につながる可能性のある活動
- イ 宗教に関連する活動、政治上の問題に関連する活動
- ウ 物品又は機材の貸出しを目的とするなど間接的な活動
- エ 活動の推進、運営にあたって全業務を委託するような活動
- オ 暴力団員が役員となっている団体や、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

が行う活動

力・その他、公序良俗に反するような活動

4 助成金額

1 団体への助成金額は、「助成対象経費合計の4分の3の額」と「活動経費総額から参加者負担金や他からの補助金・寄付金等の収入見込額を控除した額」のいずれか低い方の額で、15万円以内の額とします。

5 申請の方法

所定の申請書類に必要事項を記入し、申請受付期間内に郵送又は持参のいずれかの方法で、支援の会事務局に提出してください。

【申請書類】

様式1号 令和4年度「青少年アントラジアス運動支援の会」助成事業（後期）申請書

様式2号 活動に要する経費一覧表

様式3号 申請団体の概要

- 所定様式以外での申請は認められません。
- 申請書は黒ボールペン又は万年筆で記入してください。（鉛筆は不可）
- 様式を変更しなければ、パソコンで申請書を作成されても構いません。
パソコンで申請書を作成する場合の様式が必要な参加団体は、支援の会事務局へメールで請求するか、又は支援の会のホームページ (<http://www.ambitious-fukuoka.com>) からダウンロードしてください。
- 申請書には、代表者の印（法人の場合は、法人印）を必ず押印してください。
- 提出された申請書及び添付資料は返却いたしませんので、ご了承ください。
- 申請後に、代表者、連絡責任者又は連絡先等が変更になった場合は、速やかに書面でご連絡ください。
- 申請受付期間は令和4年6月17日（金）から令和4年7月15日（金）です。
期間内必着としていますので、余裕をもって提出願います。

※ 持参の場合は、令和4年7月15日（金）17時までです。（厳守）

6 助成対象経費

助成金は、当該助成の対象となる活動に必要な経費の財源に充当するものとし、次の例示によるものとします。

【助成対象経費の例】

経 費 項 目	経 費 の 例
食糧費	外部の講師・指導者等に対する簡素な食事代（ボランティアスタッフを含む主催者・参加者の食事代及び弁当代は対象外とします。）
消耗品費等	事業の実施に必要な文房具、その他消耗品に要する経費（備品のように残る物や消耗品を材料として作った物が備品となるような場合は対象外とします。） 事業の実施に必要な印刷物作成に要する経費（募集案内、広報ポスター

	一、報告書など)、資料作成の用紙代、コピー代等
通信運搬費	切手・はがき代、宅配便などの発送費（原則として、電話料は除く。）
使用料及び 賃借料	会場の使用料、機械・器具・設備等の借上料、車両借上料など
旅 費	講師・指導者・スタッフ・参加青少年が活動場所・会議開催場所までに要する公共交通機関の交通費及び宿泊費の実費相当の経費（対象者毎の利用日、移動区間、移動手段、及びその実費などが分かる領収書、あるいは受領印のある支払い一覧表など詳細が分かる領収書が必要です。） (なお、事業の経費内容が著しく旅費に偏らないよう留意してください。)
保険料	主催者が加入する参加青少年等に対する賠償責任保険料
謝 金	外部の講師・指導者等に対する謝金
雜 費	銀行振込手数料など

- 申請書には、経費項目ごとに申請金額の内訳を記載してください。
- なお、1件の積算内訳が5万円以上の経費については、見積書を添付してください。
- 上記に該当しないような経費が発生する場合は、事前にお尋ねください。
- また、次の経費については、助成対象経費に算入することはできません。
 - ① 給料、賃金等の人工費
 - ② 他団体への寄付金、上納金
 - ③ 参加団体の構成員(役員を含む。)や交流相手への謝金、謝金の代わりとする商品券、図書券又はおみやげ等の贈答品
 - ④ 参加団体の日常活動に必要な事務所の開設・維持費、ホームページ開設・維持改修費、消耗品費等に要する経費
 - ⑤ その他、助成対象活動に直接関係のない経費

7 ヒアリングの実施

申請書受付後、申請内容について、事務局職員が隨時ヒアリングを県庁で行いますので、出席願います。ヒアリングの日時は別途連絡します。

8 助成団体の決定

青少年アンビシャス運動推進本部に審査及び推薦を依頼し、書類審査等による選考の上、支援の会に推薦された団体の中から決定します。

なお、助成の額については、申請額及び活動内容等を基に決定しますが、申請額を下回る場合もあります。

9 審査の視点

選考に当たっては、次のような視点で審査します。

- (1) 子どもたちが単に体験や参加するだけでなく、企画や運営に主体的に関わるなど、アンビシャスな青少年になるための活動目的・内容になっているか。
また、多くの子どもたちが参加できるような計画となっているか。
- (2) 活動内容に特色があり、他の団体のモデルとなるなど、青少年アンビシャス運動への波及効果が期待されるものであるか。
また、申請事業における青少年育成活動が、社会貢献活動につながると判断される波及効果の大きい計画であるか。
- (3) 事業の実現性が高いか。
- (4) 活動目的を達成するため、また、子どもたちの成長を促すために、特別な工夫をするなど、知恵を絞っているか。
また、既に助成実績のある事業においては、さらにステップアップが図られるような、実施結果を踏まえた新たな工夫がなされているか。
- (5) 上記(1)から(4)の視点に基づく総合的な評価が同じ場合は、参加団体育成の観点から、初めての申請で助成歴のない参加団体を優先する。
また、公共団体や他の団体からの助成や補助を受けている参加団体も助成の対象とするが、助成等を受けていない参加団体を優先する。

10 選考結果の通知

選考の結果は、令和4年8月末日までに通知します。

なお、選考の結果・過程等に関するお問合せにはお答えできません。

11 助成団体の義務

- (1) 助成が決定した参加団体（以下「助成団体」という。）については、事業実施に係る説明会を、後日、県庁で開催するので必ず出席してください。日時は別途通知します。
また、この説明会の時に、次の書類を提出していただきますので、あらかじめご了承願います。
 - ① 助成に関する覚書
 - ② 使途表
 - ③ 誓約書（暴力団排除条例関係）
 - ④ 役員名簿（生年月日入り。なお、この名簿は暴力団排除条例に基づき県警に照会しますので、あらかじめご了承願います。また、それ以外の目的には用いません。）
- (2) 助成団体は、支援の会と助成に関する覚書（上記(1)－①）を締結し、これに基づき、助成対象とする活動が完了した日から1ヶ月以内に所定の様式により活動の結果及び会計の収支状況について事業報告書を提出してください。
- (3) 事業報告書には、助成対象経費の全領収書（コピーで可）を添付してください。
- (4) 助成団体は、当初の事業計画を変更せざるを得ないときは、事前に支援の会に連絡し、必要があると認められる場合は変更申請書を提出し、変更の承認を受けてください。
- (5) 活動を実施する際には、支援の会から助成を受けている旨を明示してください。
(例えば、募集案内、開催パンフレット等に支援の会の助成を受けて実施する旨を記載する。又、これらの広報物は、事業実績報告時に必ず添付してください。)

(6) 活動の内容を、支援の会のホームページ又は県の広報誌等で県民に公開するときは協力願います。なお、積極的に活動内容のデータ化を行い支援の会への提供に努めてください。

12 助成金の支払い

助成金は、助成団体が指定する銀行口座（ゆうちょ、農協、信金、信組を含む。）に覚書締結後振り込みます。

13 助成金の返還

助成団体が、事業を中止(一部中止含む)したとき、事業計画と異なった活動に助成金を使用したとき、若しくは不正に使用したとき、又は助成団体の役員等が公序良俗に反する行為や反社会的行為に抵触すると思われる行為を行ったときは、すでに交付した助成金の一部又は全額の返還を求めるものとします。

なお、提出された事業報告書の収支決算書に基づき、上記4による助成金額の再計算を行い、再計算した助成金確定額が交付した助成金額を下回った場合は、交付した助成金額との差額を返還していただきます。ただし、上回った場合は当初交付額とします。

また、事業報告書の提出がない場合は、助成金の全額を返還していただくこととなりますので、必ず期限内に提出してください。

[申請書提出先・問合せ先]

住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県青少年育成課内
青少年アンビシャス運動支援の会事務局

電話 090-5087-6623 (支援の会専用携帯)

FAX 092-643-3389

E-mail seishonenambitious.s@soleil.ocn.ne.jp

URL <http://www.ambitious-fukuoka.com>